【参考規約２】新たにクラブチームを立ち上げる際の規約例

〇〇クラブ規約（クラブチームの名称を使い作成する）

第１章 総則

第１条（名称）

本クラブの名称は、〇〇〇（以下クラブという）とする。

第２条（目的）

クラブは○○〇（競技名等）を通して、クラブ員の心身の健全な育成と技術向上、

およびクラブ員・会員相互の親睦を深めることを目的とする。

会員は、クラブ員の健全な育成の手本となるべく、責任ある行動を心掛けるものと する。

第３条（活動）

クラブは前条の目的を達成するために、会員の健康・安全を最優先とし次の活動を

行う。また活動については新庄市教育委員会より示された「新庄市における部活動

の在り方に関する基本方針」を順守して行う。

(1)練習、試合等の実施

(2)スポーツマンシップの育成

(3)レクリエーション活動

(4)その他、クラブの目的達成に必要な活動

第２章 クラブ

第４条（構成）

クラブは、新庄市に登録し、以下のメンバーで構成される。

(1)クラブ員：〇〇学区内の中学生

(2)会 員：クラブ員の保護者および指導者

ただし、総会（臨時総会含む）における議決権は保護者が有し、議決権数は１世帯 に1 票とする。

第５条（入会）

クラブへの入会は、所定の入会届けにて代表に届け出た時点で認められるものとす る。

第６条（退会）

クラブからの退会は、所定の退会届けにて代表に届け出た時点で認められるものと する。

ただし、既に納入済の会費の返金は行わない。

第7条（登録）

(協会などへの登録が必要な場合)

第8条（保険加入）

クラブ員は全てスポーツ安全保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。 また、クラブの指導者も保険に加入するものとするが、保険料はクラブ負担とす る。

第9条（練習）

練習日は〇曜日の平日1回と土日のどちらか１回を原則とする。

練習時には、各学年代表が必ず連絡の取れる体制を取り、不測の事態に備えるもの とする。

練習には指導者が必ず立会い実施し、次の事項を徹底する。

(1)クラブ員の出欠確認

(2)安全の確保

(3)クラブ員の体調の確認

(5)時間厳守

第10条（クラブの責任）

クラブは、事故の無い様、細心の注意を払って活動を行うものとするが、練習中、 試合中および移動中に万が一事故が発生した場合には、前条の保険範囲内で補 償するものとする。よって、クラブ員および会員は、他のクラブ員、会員および クラブに責任を追及しないものとする。

また、クラブ内で各種トラブルが起きた際は、クラブ内での解決に努めるものと

する。

第３章 予算

第１1条（会計年度）

会計年度は、総会当日から翌年総会前日までとする。

第１2条（部費）

クラブの活動は、クラブ員の会費により運営するものとする。毎月の会費は次の金 額とし、クラブ員一人あたり月額 〇〇円とし、前期 (4～9 月) 後期 (10～3月) の2 回に分け、1 回につき〇〇円を納入する。

休日参加のみのクラブ員は一人あたり月額 〇〇 円とする。

第１3条（年間個人経費）

クラブ員は、前条の部費の他、次の経費を年度毎に別途負担するものとする。なお、 各経費の対象 期間は毎年4 月1 日から3 月31 日までの1 年間であり、年度途 中の入部に際しても、同額を負担するものとする。

(1)〇〇協会個人登録費 〇〇 円

(2)〇〇個人登録費 〇〇 円

(3)スポーツ安全保険保険料 〇〇 円

なお、各団体が決定する金額に変更がある場合は、変更後の金額を負担するものと する。

第１4条（年間クラブ経費）

次の各経費については、クラブ負担とする。

(1)〇〇協会への登録費

(2)各種大会参加費

(3)指導者、審判員の保険料

(4)指導者資格、審判資格の取得、更新料

(5)クラブユニフォーム購入費

(6)クラブ備品購入費

(7)指導料

(8)その他クラブ運営に必要な経費

第１5条（指導料）

指導者には、指導料として月額〇〇 円を上限として支払うものとする。

第４章 クラブ運営

第16条（組織）

クラブの組織は運営を円滑にするために、次の組織を置く。

(1)総会

(2)執行部

(3)指導部

(4)運営部

(5)保護者会

第17条（総会）

1.クラブの総会は毎年1 回3 月末日までに、代表が招集し、開催するものとする。 また、執行部が必要と認めた場合には、臨時総会を招集することが出来るもの とする。

2.総会の議長は代表が行うものとする。

3.総会の任務は次の通りとする。

(1)前年度活動報告および会計報告

(2)当年度役員の選出

(3)規約制定、改定および撤廃

(4)当年度活動計画および予算

(5)クラブの解散

(6)その他重要事項の決定

4.総会は、会員の3 分の2 以上（委任状含む）の出席により成立するものとする。

5.決議事項は、会員の3 分の2 以上の承認をもって成立するものとする。

第18条（代表）

クラブの総責任者として、会員の互選により、代表1 名を選出するものとする。

代表の役割は次の通りとする。

(1)クラブ員および会員の管理

(2)運営部、指導部との連携およびサポート

(3)総会の招集および進行

(4)執行部打合せの招集および出席

(5)その他クラブ運営にかかわる事項全般の調整

第19条（指導部）

クラブ員の心身の健全な育成と技術向上のために、指導部を設置するものとする。

指導部の役割は、次の通りとする。

(1)指導方針の策定と徹底

(2)練習参加と指導実施

(3)練習参加クラブ員の出欠確認

(4)執行部打合せへの出席

(5)練習試合等の調整および実施

(6)大会、練習試合等への帯同

(7)大会運営への協力

(8)その他クラブ運営にかかわる事項全般の調整

第20条（運営部）

クラブの運営を円滑に進めるため、運営部を設置するものとし、次の各役員を会員 の互選により選出するものとする。

1.部長

運営部の総責任者として、会員の互選により、部長1 名を選出するものとする。な お、代表に事故あるときは、その役割を代行するものとする。部長の役割は、 次の通りとする。

(1)会員の意見調整

(2)学年役員および事務局の支援

(3)執行部打合せへの出席

2.事務局

クラブ運営事務を円滑に進めるため、会員の互選により、事務局3 名（各学年から 1人）を選出するものとする。事務局の役割は、次の通りとする。

(1)クラブ全体の意見調整および、連絡網の管理

(2)事務資料の管理・大会登録

(3)執行部打合せへの出席

3.学年代表

各学年の取りまとめ役として、会員の互選により、各学年から学年代表1 名を選出 するものとする。学年代表の役割は次の通りとする。学年代表の役割は、次の通り とする。

(1)入会関係書類の管理および配布

(2)学年連絡網管理および事務連絡

(3)当番および配車調整

(4)練習時の緊急連絡対応

(5)部費および諸経費集金

4.会計

クラブの会計管理のため、会員の互選により、会計1 名を選出するものとする。会 計の役割は、次の通りとする。

(1)会費その他経費の集金および管理

(2)各種大会参加費振込みおよび申込手続き

(3)会計報告書作成

5.会計監査

会計事務を監査するため、会計監査を1 名選出するものとする。会計監査は前年度 会計担当者が就任するものとする。会計監査の役割は、次の通りとする。

(1)会計事務の監査

(2)総会での会計報告

第２1条（執行部）

クラブの運営を円滑に進めるため、執行部を設置するものとする。執行部メンバー は代表、コーチ、事務局、学年代表とし、各自協力して役割を行うものとする。

執行部の役割は、次の通りとする。

(1)クラブ員および会員の管理

(2)クラブの運営状況把握および問題解決

(3)指導部および運営部の意見調整

(4)規約見直案の策定および改定起案作成

(5)総会の準備および進行

(6)執行部打合せの実施

付則

本規約は、　　 年　　月　　日より施行する。

以上